



THE JAPAN INTERIOR DESIGNERS' ASSOCIATION

24号 (66年6月発行)

- ① 東京に女性役員 支部長は山口氏
—東京(大阪)選挙結果—
- ② 昭和41年度事業計画予定表
- ③ 9月に中国視察団
希望者を募集中
- ④ デザイン団体協議会(仮称)
6月発足を目標に準備
- ⑤ 協会事務所 ジエトロ新事務所へ
6月 JIDAクラフトと共に
- ⑥ 通産省デザイン課改組さる
- ⑦ 業界だより
- ⑧ 会員の近況

資料 著作権制度審議会答申

日本室内設計家協会

東京に女性役員・支部長は山口氏

＝東京大阪選挙結果＝

改選期に入り両支部共通信投票により改選を行つた。東京は4月22日，当協会事務所で，梶，岡本両選管委員立合いの下に，又 大阪は5月13日安井建築事務所2階打合室で，上辻，鍋谷，柏原選管委員立合いの下でそれぞれ開票されました。東京支部の新役員は下記の通り。但し大阪支部の担当役名は5月23日の委員会に於て決定の為，20日現在未定です。

東京支部 有権者数 100名 総投票数 75票

○印は理事

支部役名	氏 名
支部委員長	○山口勇次郎（フリー）
支部委員	○中村 圭介（フリー） ○渡辺 優（フリー） ○榎田 均（通産省） 白石 勝彦（松 屋） 原 好輝（フリー） ○竹内 篤（フリー） ○狩野 雄一（千葉大） ○泉 修二（誠工舎） ○豊口 克平（フリー） 村井 麗子（フリー） 坂田 種男（千葉大） 漆原美代子（鹿 島） ○長 大作（坂 倉） 内堀 繁生（国際インテリア）
支部監事	野口 寿郎（天 童） 岩瀬 要三（川 島）

次点者 支部委員 野口寿郎 田中聡行 梶高樹

支部監事 梶高樹

東京支部役員及び会員業務分担 （○印は長）

事務局 ○泉修二

財務部 ○中村圭介 内堀繁生 ~~野口寿郎~~

渉外部（著作権） ○狩野雄一 豊口克平 山口勇次郎 漆原美代子

広報部 ○榎田均 織田武己 高橋岩夫

出版委員会 ○渡辺優 前年と同じ（会報22号参照）

月例委員会 ○原 "（ " ）

標準仕様委員会 ○長大作 "（ " ）

資料調査委員会 ○坂田種男 "（ " ）

大阪支部

		有権者数	4 4 名	総投票数	3 2 票	
1	藤川 宏充	2 3	票	2 0	鍋谷外茂男	4 票
2	野口 茂	2 1	"	2 1	新居 猛	3 "
3	川崎 浩	2 0	"	2 2	沢野 周二	3 "
4	渡辺 敏雄	1 9	"	2 3	常持 敦	2 "
5	森岡 正	1 4	"	2 4	松宮 純一	2 "
6	柏原 秀夫	1 4	"	2 5	五十川祝二	2 "
7	飯田 俊彦	1 4	"	2 6	種持 真吾	2 "
8	樋口 治	1 3	"	2 7	鈴木 三一	1 "
9	袴田 穰二	1 1	"	2 8	木村健次郎	1 "
10	岡村 実	1 1	"	2 9	高木 茂男	1 "
11	福岡喜久雄	9	"	3 0	坂野 保	1 "
12	村尾 栄	9	"	3 1	木村 慎一	1 "
13	上辻 謹一	7	"	3 2	石川 四郎	1 "
14	並川 拓史	7	"	3 3	多川 岩雄	1 "
15	合田 正甫	7	"	3 4	武村 勲	1 "
16	本田 安治	6	"	3 5	矢留 富三	1 "
17	前田 邦夫	5	"	3 6	庄子 長文	1 "
18	金子誠之助	5	"	3 7	三上 泰伸	1 "
19	依田 勇夫	4	"	3 8	池本 要	1 "

昭和41年度 事業計画予定表(事務局案)

月別 専門別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本部活動 理事長・事務局長		支部よりの報告による本部決算	会員名簿及び実体調査	議案準備 会員証立案	理事会(東京) 理事長選出				会員名簿発行		議案準備・事業計画本部予算立案	理事会(大阪)	
支部活動 支部長・事務局長		定例委員会 理事・支部長選出 支部事業計画・予算立案	支部総会 支部監事選出		定例委員会 理事会選出議案	定例委員会		定例委員会		定例委員会		定例委員会 理事会議案審議 選挙管理委設置	定例委員会 理事会報告委員・通信投票実施
財務部 中村部長		支部決算 予算立案		上期会費 納入督促 賛助会員募集促進		長期未納者 会費納入促進				下期会費 納入督促	12月中間決算	理事会報告	
渉外部 (著作権) 狩野部長				日本デザイン 団体協議会									
広報部 榎田部長				会報	会報	会報		会報		会報		会報	
事業部	月例会 原委員長		川澄明男氏 スライドの会	月例会	月例会	月例会	月例会	月例会	月例会		新年会	月例会	月例会
	標準仕様 委員長	専門別研究会活動									標準仕様作成		
	出版委員会 渡辺委員長												
	資料調査会 坂田委員長	資料調査活動			購入図書選定								

9 月 に 中 国 視 察 団 参 加 費 3 0 ～ 4 0 万 希 望 者 を 募 集 中

本年度海外視察団として協会で計画した中国視察団は、中国建築学会の協力が得られ、下記のよう
な日程で参加者を募集することになった。この視察は

- イ 美術館、博物館、古都など文化的遺産の見学
- ロ 学校、研究機関等のデザイン専門家との意見の交流
- ハ 都市及び農村における生活と生活用具の使われ方
- ニ 伝統的な工芸品、家具、ならびに近代的工業製品（例えば自動車）等の生産工場の見学

を目的とし、歴史的にも深い結びつきがある両国民の友効と平和のためにも有意義であり、
J I D A ・ クラフトマン協会も参加している。

尚、視察地としては北京・上海・広州・洛陽・杭州などが候補地としてあげられているが、具体的には、中国建築学会からの連絡及び参加者の希望により決定される。尚、旅券手続は2ヶ月を要するので参加希望者は6月中に締切る予定であり、なるべく早く事務局に御連絡下さい。

予 定 期 日	昭和41年9月中 2週間 ～ 3週間
参 加 見 込 人 員	10 ～ 15名
参 加 費 用	30万 ～ 40万位

デザイン団体協議会（仮称） 6 月 発 足 を 目 標 に 準 備

かねて準備中であった、デザイン団体協議会は、5月10日、日宣美事務局で開かれた準備会で
打合せた結果、6月発足を目標に定款を立案し創立総会を開くはこびとなった。

この会は、デザイン全国組織の関係団体が加入し、デザインの権利、デザイナーの地位の向上、
海外のデザイン団体との交流・行政機関との連携などの事業を行うための団体で、現在準備会に参
加している団体は次の6団体であるが、発会までには、さらに増加する見込みである。

加入予定団体

日本インダストリアルデザイナー協会

日本デザイナークラフトマン 協会

日 本 建 築 家 協 会

日 本 宣 伝 美 術 家 協 会

日本パッケージデザイン協会

日 本 室 内 設 計 家 協 会

銀座・伊東屋より会員優待券

文房具他製図用品一般の購入優待券が銀座の伊東屋から発行になりました。

有効期限は42年3月31日迄です。会員及び準会員の方に5月14日付で郵送致しました。

1割引きですから御利用下さい。

協会事務所ジェトロ新事務所へ 6月・JIDA・クラフトと共に

日本貿易振興会(JETRO)が現在の東京駅八重洲口にある国際観光ビル、新橋にある分室等で分散して仕事をしていたが、41年6月に米国大使館の隣に出来た共同通信ビルに移転し、JETRO内部が一つの場所と一緒に業務が行えるようになります。

皆さんも御承知の事と思いますがJETROにはジャパン・デザイン・ハウスが設置されて、展示室、ライブラリー、商品インデックスカードを始め留学生の派遣、日本優秀デザイン商品の海外紹介及び国内指導、海外の優良商品のしゅう集、展示、海外デザイン機関との交換展、ハウス選定商品によるデザイン奨励等、各種の施設事業を行っています。

この様に日本のデザインに関係深い機関が新舎屋に移転するのを契機に、JIDA、日本室内設計家協会、デザイナークラフトマン協会の事務局が机を並べ、ジャパンデザインハウスの一角にスペースを得られることになりました。

この契機になったのは、通産省デザイン課の統合に論を発し、行政とデザイン団体が今迄余り

にもお互に無関心であり過ぎた点から期せずして、各デザイン団体が大同団結のため「横につながろう」と言う声になり、関係官庁のあっせんもあり、去る4月末実現の見透しが決ったものです。

× × × ×

—— 移転こぼれ話しあれこれ ——

1. 私達の協会では原宿駅に近いところにスペース10坪、家賃も安く、計器も整いやっと使い易くなったばかりの事務があるのに・・・・・・というような声もありましたが、他団体からの一諸になる事のメリットも考えてくれと強こうな？ 説得もあり理事諸侯も頭を悩ませ、再三会合を開き、実現に漕ぎつけたわけであります。

またもう一つは、せっかく美しい事務局の荒川さんが半地下の事務所の中で独りで仕事をしていて、鼠に引かれなかと心配もあったとか今度はお話し相手も出来事務もスムーズに能率が上ることと思います。

2. JIDAでは代官山の事務局が事務局の強化のため手狭になった事と小池（若）理事長が大局的判断から英断を下し、事務局がねち廻かれる場面もあったとか、お台所うちのやりくりなど各団体とも共通の苦労の上に進められて来たそうです。

3. クラフトマン協会では会員の自宅を利用させていたゞいている関係上最も三団体共同の事務所案に積極的であり、会費を再検討してまでも何とか実現させようと強く動いて来たようです。

4. 大屋さんは一体いくらで入れてくれるのだろうか、まだ最終的な結論ではありませんが坪当（3.3平米）で冷暖房光熱を含め7千円（月額）位といわれています。全部で12～3坪位のスペースが確保出来る模様です。エヤーコントロールされた新ビルの、都心部に事務所をもてるようになったことはデザイン陣営の大きな前進とも言えましょう。

会議室もJETROの分を借用出来るそうですから、安い会場捜しで苦勞しないだけでもプラスですしその分デザイン論にも大いにハッスル出来ることでしょう。

通産省 デザイン課 改組さる

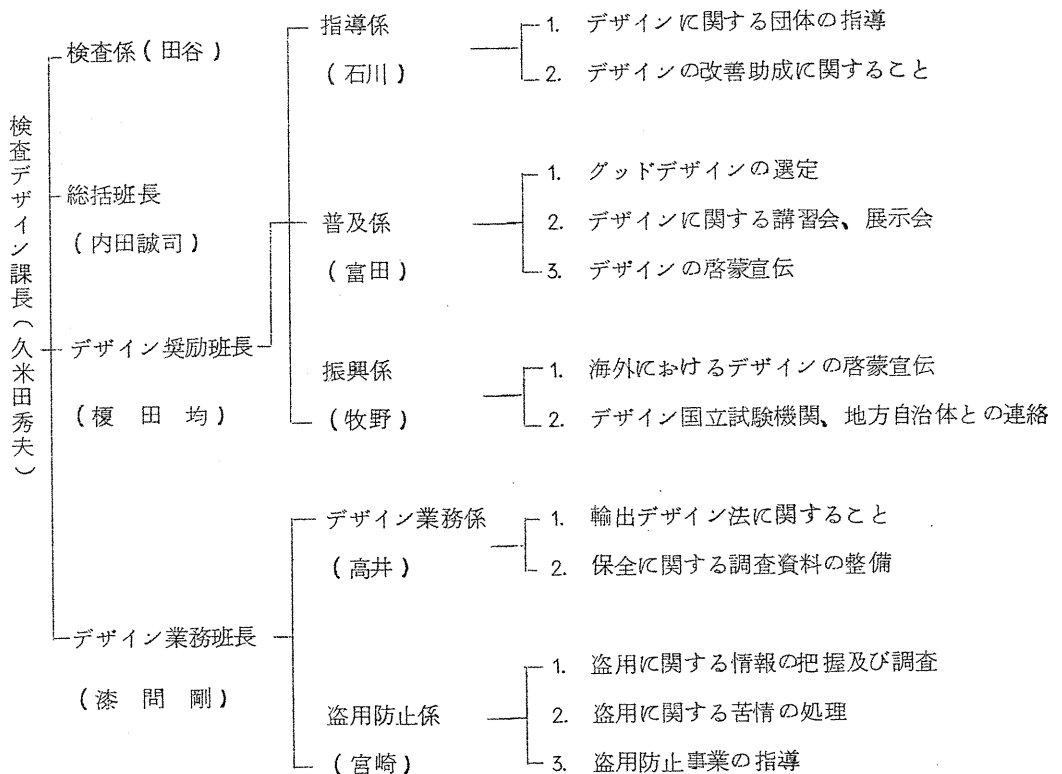
本年4月25日付をもって通商産業省、貿易振興局内にあったデザイン課（デザイン振興行政輸出デザイン法に基づく保全業務）と検査課（輸出検査法に基づく輸出品の検査、通商に関する

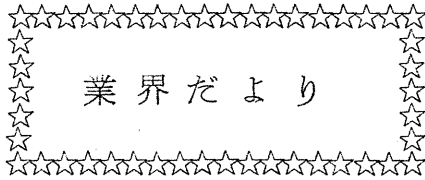
苦情の処理)が合併し「検査デザイン課」として発足致しました。

この件に関しましては前に「デザイン行政の縮少だ」と言うデザイン団体、業界からの強い要望もあり、むしろ強化拡充すべき時である。また団体内部からも行政と一体となって即ちデザイナーもおとなになって広い視野から夫々が発展する様協力すべきである。等の様々な意見も全国的規模の述請書、要望書となって通産省によせられました。

此の様な点から合併したことはむしろデザイン行政の前進であるという見解で内容的にも充実、強化されたと考えられます。通産省の3階にあった旧デザイン課の隣の仕切りを移動し倍以上のスペースになった検査デザイン課ですから堅苦しく考えないで、お関の切はお立寄り下さる様にと榎田さんも言っておられました。

〔組 織 表〕





＝ 家具店の ボランティア ＝

東京都家具商業協同組合では去る1月19日池袋東京相互銀行本社においてボランティアチェーン説明会を開いた。

その主たる骨子は東家商組織と一線を画して任意組合東京家具チェーンを設置これの管理のもとに複数のボランティアチェーンを結成、育成していこうというもの又時を同じくして㈱東京インテリア・チェーンが発足することになっており東家商としてはこれも同じ計画にのせねばならないところからとくに㈱東京インテリアチェーンの加盟店が千葉・神奈川・埼玉などの近県にまたがっているため東家商としてこれをどう扱っていくか疑問がのこされている、とまれ、組合員の納得のうえに全体の利益になる形でまとめてもらいたいというのが、大方の希望のようだ。

㈱東京インテリア・チェーンの久保田調査委員長の説明要旨はつぎのとおりであります。

1. ボランティア・チェーンはヨーロッパ・アメリカ方面の専門店で成果をあげている。こういう時期に従来の東家商の動きからの脱皮策としてボランティア・チェーンの本格的調査を昨年9月から始めた。
1. 従来の東家商組織は支部長の力が弱かったがこれからは強化し東家商は商業組合としてやっていく。
1. 技術革新により販売革新、生活革新の時代にはいつてきている。
われわれはこの時流に対処しなければならない。
1. 経営理念がいちばん大切・・・東家商は理念の統一に欠けていた。
1. 理念別（思想別・企業別）に組合員320名のアンケートをとり、チェーンづくりの参考にしたい。これによりA、B、C、チェーン群をつくりたい東家商はボランティアチェーンを統轄してゆく。

つづいて東京都家具商業協同組合の海井理事長の挨拶がつぎのようにあった。

「去る8日の臨時総会で、これに先立つ執行部決定案を理事長独断でひっこめ『株式会社東京家具チェーン設立案』を示したことについて謝罪します。また今後、会場借用は時間の余裕を考えて行

うことを確約します。

ボランティアについては東家商一丸となってチェーンづくりを行ないたいので皆さんの協力をお願いします。早急にボランティア・チェーンの推進委員会をつくって努力していきたい」

最後に組合員へのアンケート調査表が配布されアンケートは○×式のアチーブメント・テスト方式で全組合員に配布されるもので内容はつぎのとおりであります。

オ一問＝企業意志

1. 転廃業
2. 経営改革推進
3. 転進
4. 支店開設
5. 企業合同

オ二問＝立地条件（店舗）

1. 地価
2. 建坪
3. 周辺状況

オ三問＝扱い商品別

1. 婚礼もの
2. 脚もの
3. 事務用家具

オ四問＝経営規模別

1. 昨年の売上
2. 従業員数
3. 車台数

オ五問＝商勢圏（注） 自店の商売範囲

集計されたアンケートは、理念別に（思想別・企業別）組合員が集まり互に話し合ってAグループ、Bグループ、Cグループとグループを組みボランティア・チェーンづくりの資料とする。

===== 月刊誌ファニチャーが発売 =====

今度家具小売店を対称とした月刊誌「ファニチャー」が4月から発売されました。本の大きさは（B5）で「室内」程度のページ数です。

定価1冊 ￥250 年間 ￥3000

発行者 ㈱ファニチャー

会 員 の 近 況

岩 瀬 要 三 (川島織物)

下記の場所に研究室を設けられました。川島織物設計管理室の延長で、アトリエ的な性格を持ったものだそうです。大体一週の内5日間は此の場所で仕事されます。

渋谷区神宮前6-35 コープオリンピア4階 403号
室 ㈱川島織物岩瀬研究室 TEL(401)4446直

大 河 原 清 (大河原デザイン研究所)

下記へ転居されました。

中野区川添町23 TEL(362)0586

堀 内 浩 二 (魁育児家具)

下記へ転居されました。

横浜市磯子区杉田町253-2

佐 藤 雅 子 (西武・東京プリンスホテル内)

仏政府給費留学生試験に合格されました。本年10月より翌年6月迄、パリ近郊にある国立装飾美術専門学校の4年に在学の予定です。

資料

名目だけか応用美術 ——著作権制度審議会の答申

著作権の保護期間が、30年から50年に延長されることを初めブラッセル規定の批准にあたり、改正をせまられている。著作権法（現行は明治末のもの）について、著作権制度審議会の答申が、4月20日、文部省から発表された。

この改正では上記の保護期間のほか、放送テレビ映画など録音録画装置が発達した、現代社会に適応するように、大巾な改正が必要とされていたが、文芸、学術・美術・音楽などの各界の関係者の関心が高く、注目されていたが、保護期間の延長や、レコードの二次使用の規定が新設されたほかは一般に色々の規定が明確になったが、著作権者よりも、それを利用する、放

応用美術の保護についての答申

（著作権制度審議会）

1 応用美術について、著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法等工業所有権制度との調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適当と考えられる。

（一）保護の対象

(1) 実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。

(2) 図案その他量産品のひな型

または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。

（二）意匠法、商標法との間の調整措置

図案等産業上の利用を目的として創作された美術の著作物はいったん、それが権利者によりまたは権利者の許諾を得て産業上利用されたときは、それ以後

送局・映画会社・出版者・新聞社などの利用者側に有利にできているため、著作権団体協議会に参加する関係団体は、さらにこの内容を検討し、国会等にも働きかける計画をたてゝいる。

我れ我れに関係ある。応用美術の著作権は、戦前日本が批准している、ローマー規定のときも、日本の反対で条約に明記されなかったが、応用美術の保護がブリッセル規定で始めて義務づけられ（但し、内容は各国の規定にまかせる）、今度の改正で、明文化することになったわけであるが、答申は利用者である産業界の圧力に押され、工業所有権との調整が困難な場合は、もっぱら工業所有権等の保護によると、中間報告よりも悪い、答申になっている。これでは、保護しないのと同じ結果になるのではないかと心配される。

下記の審議会の答申や、5月17日、上野、西洋美術館で開かれた説明会の内容を要約すると、次のようである。

の産業上の利用の関係は、もっぱら意匠法等によつて規制されるものとする。

- 2 上記の調整措置を円滑に講ずることが困難な場合には、今回の著作権制度の改正においては以下によることとし、著作権制度および工業所有権制度を通じての図案等のより効果的な保護の措置を、将来の課題として考究すべきものとする。

(一) 美術工芸品を保護することを明らかにする。

(二) 図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いら

れることを目的とするものについては、著作権法においては特段の措置は講ぜず、原則として意匠法等工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粋美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。

(三) ポスター等として作成され、またはポスター等に利用された絵画、写真等については、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこととする。

☆ 保護の対象

一品製作の美術工芸品、及び量産品のひな型、実用品の模様などでは、それ自体が、絵画・彫刻などの美術品であるものであり、クラフト製品や、家具などの量産品でグッドデザインのようなものは含まない。

然も「工業所有権制度との調整が困難（現在通産省が行政上の混乱があり産業上支障があると反対）がある場合は、著作権法においては特段の措置は講ぜず、美術の著作物として取扱う」という内容で、応用美術の範囲が社会通念より非常にせまくなって居り、現行法規で不明確ながら、クラフト、グッドデザインは保護されると考へられていたので、これよりもせまくなる。これでは保護しないのと同じである。インテリアデザインは建築と一慮のものが多くウインドディスプレイは、個々の物が多く量を作ることがないので工業意匠権とのかねあいを考え今後の研究問題とした。

☆ 図面の複製権

コピーする権利は、設計図として認める。但し工法等の利用、実施権などを含むものではなく図面その物を複製する権利である。

☆ 工業所有権との相違

工業所有権は設計者の権利を認めるよりも、実施権者（メーカー）の製作する商品を保護するのが目的である。従って作品を勝手に改変したり、発表する場合は作者名を明らかにするなど設計者の人格を保護する人格権の規定はない。

又、著作権法では創作した時に権利が発生し同じ物を作ることを禁止している（但し、類似の物はかまわない）工業所有権では登録されたもの（新規性のあるもの）は類似の物まで禁止できる。意匠法の審査は造型的価値を評価するのでないから、デザイン上すぐれている物でも保護されないことがある。又登録されるまで時間がかかり打合せなどでデザインがぬすまれる。

尙、年末まで法文化され来年春国会審議のはこびであるが特別委員会の委員長候補として衆議院は上村平一郎（自民）参議院は森田たま（自民）があげられている。

編 集 後 記

役員改選で新役員が決まり、編集メンバーが新らしくなりました、今度は、広報部が新設され、榎田均委員が長に、高橋岩夫・織田武己の両氏と事務局が参加し、編集することになり内容もより充実して行くことゝ思います。

皆で原稿を持ちより1杯200円のそばを食べて編集をはじめましたが早や10時、大変御苦労さんです。どうぞこの会報がより良い物になりますように今迄以上の皆さんの御協力をお願いします。

近況、投書など、お待ち致します。 (中村記)

日本室内設計家協会 東京都渋谷区神宮前1-14-34 森ビル 403-6647
振替 東京76389